

米国における保育の多様化に関する現状と課題（1）

—ニューヨーク州の多文化保育に関わる保育ガイドラインに注目して—

松 山 有 美

摘要：本研究の目的は、米国において多様化する保育の現状と課題を探るための一例として多文化保育を取り上げその現状と課題を整理することである。本目的の達成のために米国において最も多文化な社会を構築している東海岸の大都市を有するニューヨーク州において展開されている保育のガイドラインに注目した。その中で、多文化保育の有り様は、普遍的な保育の営みの中に散りばめられた働きかけの一つであることが明らかになった。子どもの発達段階に合わせた多文化的な活動は、子どもの個人としての成長と集団としての成長を促す役割をになっているといえる。

キーワード：米国、多文化共生、保育の多様化、多文化保育、保育ガイドライン

はじめに

本研究の目的は、多様化する保育の一例として、長い歴史を通して成熟しつつある多文化社会において展開されている多文化保育^①を、今一度、立ち止まって考察し、そこに潜んでいる課題を改めて検討するための試論である。人種、性差、障がい、民族や宗教など多様な背景を持つ人々が共に生きる社会における多文化保育は、子どもたちがそれら多様な文化を知り、お互いの多様性を認め、偏見や差別を生み出さない平等な社会を希求する社会の一員になることを目指した実践である。承知の通り、子どもたちは友達や保育者との応答的な関わりを持てる環境の中で展開される様々な遊びを通して、共感や信頼の芽を育むと同時に、自己肯定感や自己認知の根を強くしていく。それ故、こうした日々の保育における多文化保育の展開は、多様な背景を持つ人々が共に暮らす多文化共生社会が求める社会の一員として、子どもたちを育てていくための場として様々な役割が期待される^②。

しかしながら、多文化保育に関する研究は、これまで十分に行われてきたとはいえない^③。特に、散見される多文化保育に関する研究は、日本における実践の報告や欧州、アジア圏における多文化保育の現状と課題の検討を中心課題としてきた。そこで本研究では、多文化社会のフロントランナーである米国に注目し、そこでの多文化保育の現状と課題をニューヨーク州の取り組み

を通して検討する。そうすることで、多様な文化が共生する社会において求められる保育の姿の一端を知ることができるだろう。本研究は、多文化保育に関わる研究を積み上げ、そこに潜む課題を探っていくための試論である。

I. 米国における多文化社会の歴史と現状

ここでは、米国の多文化社会を概観する。米国は世界有数の多民族国家であり、その歴史は、コロンブスのアメリカ大陸発見まで遡り、米国の歴史は多文化社会構築の歴史そのものと言える。コロンブスの「発見」以降、大量の移民がイギリス、ドイツ、アイルランドやイタリア等のヨーロッパ諸国からアメリカ大陸に上陸し、先住民との争いと搾取という負の歴史を生んだ。その後、アフリカ諸国、アジア諸国そして中南米の国々から多様な文化的背景を持つ人々が、米国社会に流入し、彼ら・彼女らは奴隷、労働者、難民、亡命者、留学生等、様々な立場で自国を離れ米国社会の一員としてコミュニティや家族を形成しながら、今日の米国という多文化社会を構築してきたのである。

こうした、多様な文化的背景を持つ人々が米国社会に流入する様は、多様な文化が混ざり合うことによって新しい文化が誕生する社会を表す「人種のるつぼ」と言われ、同化によって一つの新しい文化が形成される社会を表象するシンボルとなった。しかし、その後展開された文化的同化主義への批判から、その姿は同化ではなく多様な文化がお互いを尊重しながら共生する社会を表す「サラダボウル」・「モザイク」として変容し、人種、民族、階層、ジェンダー、宗教等に関わらずすべての人が「自由と平等」を希求する社会へと至っている。

実際に、10年に1度米国国勢調査局(U. S. Census Bureau)によって実施される国勢調査によると、米国社会の308,745,538人を構成する人種は多様であることがわかる。国勢調査では、まずメキシコ、カリブ海地域、ラテンアメリカ等のスペイン文化を起源とする人々を表すヒスパニック系であるか否かが問われる。その結果、16.3%がヒスパニック系と回答し、非ヒスパニック系と回答した83.7%のうち63.7%はイギリス、アイルランド、ドイツやイタリア等のヨーロッパ諸国を起源とする非ヒスパニック系白人であることが明らかとなった。より具体的な人種構成は、白人72.4%、黒人(アフリカ系アメリカ人)12.6%、アメリカンインディアン等0.9%、アジア系4.8%、ハワイ先住民等0.2%、その他の人種6.2%、二つ以上の人種2.9%となっている^④。

このように、米国全体において非ヒスパニック系白人が多数派(マジョリティ)であることがわかる。しかしながらその割合は、徐々に減少傾向にあることは様々な研究調査から明らかになっている^⑤。実際に、非ヒスパニック系白人がその他の人種の数を下回り、少数派(マイノリティ)がマジョリティに置換している地域も出現している。このように、米国社会における多文化性は、その歴史はもちろんのこと現在の姿からも明らかである。

II. 米国における保育

先述の通り、米国は多様な人種が共生する社会である。それは、そこに住まう子どもたちの生

活にも大きな影響を与えてきた。それゆえ、家庭外で時間を過ごす保育の場においては、その多様性に寄り添う様々な取り組みが行われている。これまでの研究から子どもたちは、およそ3歳ごろにはまでは、自分と友達や周りの大人との間に存在する人種やジェンダーの相違に気がつくということが明らかになっている^⑥。また、他者との相違と類似点への理解は、子どもたち自身の自己肯定感の芽生えと強い繋がりがああるゆえに、多文化的な視点をもった保育の働きかけの重要性を指摘している。これらの研究は、乳幼児期からの多文化保育の導入を積極的に展開する必要性を強く主張してきた。

しかしながら、米国において全国で統一された多文化保育の保育カリキュラムや制度等は、いまだ展開されていない。なぜなら、保育に関わる主な政策や制度等は、連邦政府による策定ではなく各州の占有事項として位置づけられているため、その内容は各州およびその州にある自治体の状況に合わせたルールの下で運用されているからである。それ故、総人口のおよそ7%を占める2020万人の5歳以下を対象とした、米国の保育を概観することは簡単ではない。それを踏まえた上で、ここでは概ねの姿を整理する^⑦。

主に就学前のこどもに対するケアや教育は、就学前教育（Kindergarten, Pre-Kindergarten）、施設型保育（Center-based Child Care）、家庭的保育（Family Child Care）、居宅訪問型（Baby Sitter/ Au Pair）、そしてヘッドスタート・早期ヘッドスタート（Head Start/Early Head Start）の5区分で運用されている。概ね4～5歳児を対象とした就学前教育は、公立小学校に併設された施設における小学校入学前の準備教育として位置づけられており、1日もしくは半日のカリキュラムを受けることが多くの州で義務化されている。ここでは、読み書きや計算を含め小学校において必要となる様々な生活習慣を習得することが主なねらいである。一方、0歳児～3歳児を主な対象とする保育は、長らく私的領域として保護者の自助努力によって担われてきた。それゆえ、公の介入は最小限に抑えられおり、他者によって提供される保育は、サービスとして保育を提供する保育企業、コミュニティーのニーズを拾い上げてきたNPOや地域の教会などが主体となり、保護者の就労等により保育が必要な子どもたちに保育を提供してきた。Head Start/Early Head Startは、貧困など家庭における養育に困難を抱えている子どもたちが就学前の準備や望ましい生活習慣を獲得するために公的資金によって運営されている施設である。

州や地域コミュニティー主導の保育は、連邦政府からの介入が限られてきたことで、地域に住まう子どもやその保護者に寄り添う形で発展してきた。多文化保育につながる支援も例外ではなく、それらは各地域の保護者や子どもたちのニーズに応答するように展開されている。特に、英語を母国語としない保護者や子どもに対する支援や宗教的規律による食事等に関わる生活習慣に寄り添う支援は多くの実践がある^⑧。また、子育て支援や保育利用に関わる書類をスペイン語、アラビア語、中国語など英語以外の言語で表記したものは全米各地でみることができる。また、多くの保育施設では朝食、昼食、おやつを提供するが、豚肉除去食、カフェイン除去、ベジタリアンなどアレルギーを起因とする除去食とはことなる理由での食事制限にも広く対応している。

このように、多文化保育の実践は、連邦政府の介入を最小限に抑えた就学前の子どもたちをめ

ぐる状況と同様にローカルな営みとして発展してきた。しかしながら、現在の米国社会では、5歳以下の子どものおよそ60%は日常的に他者の保育を利用していることや0歳児～3歳児の平均保育利用時間は、1週間で29時間、およそ1日5時間程度であることから、ローカルな営みを超えより広範囲における保育の議論の必要性、すなわち米国全体の課題として看過できない状況を生み出しており、米国が多文化社会を基盤としていることを考えれば、多文化保育の必要性およびより広範囲での議論も照射されるべきであろう。

III. ニューヨーク州における保育ガイドラインと多文化保育

米国東海岸に位置するニューヨーク州は、米国最大の都市の一つであるニューヨーク市を有する人口およそ1900万人の州である。総人口のおよそ40%をマイノリティが構成し、5人に1人が米国国外で生まれたという人口構成は、ニューヨーク州を全米有数の多文化社会となる背景を支えている^⑨。こうした社会的基盤は、就学前の子どもたちが利用する保育の場にも影響を与えている。2012年、就学前の子どもたちに関わる諮問機関であるNYSECAC(New York State Early Childhood Advisory Council)は、ニューヨークの乳幼児に対する学びのガイドラインを策定した。このガイドラインは、①健康、②人間関係、③表現および学びへの意欲、④認知と知識、⑤言葉の5つを保育の柱として定め、各柱におけるねらいと内容を年齢と発達段階を踏まえて示している^⑩。州内におけるすべての保育者がこのガイドラインを参照することを求めることで、地域における格差や利用する保育サービスに関わらず、質の高い保育を享受しすべての子どもたちの育ちを支えることをねらいとしている。そのなかで多文化保育に関わる主な項目は、②人間関係と④認知と知識の2項目示されている。

多文化保育に関わる項目では、人間関係の視点から子どもたちがそれぞれの発達段階において、どのように多様性と関わりかつそれを理解しているかの子どもの姿とそれに基づく援助のあり方を示している(表1)。各発達過程の年齢を3つの区分に分け、その発達過程におけるおおむねの子どもたちの姿とそれに対する保育の内容を示している。まず、0歳から1歳6ヶ月未満児の子どもたちが、自らの身体を知ることから始まる。この時期は、視覚や聴覚などの感覚や様々な運動機能が著しく発達し、自らが健康で安全な生活を作り出す力の基盤を養う時期である。また、安心できる環境の中で特定の大人との応答的な関わりを通して、自分自身と他者とのつながりを意識することを踏まえ、自分を確認することや他者の存在に気づくことがねらいとなる。そのねらいを達成するにあたり、保育者は保育者自身の文化的背景を子どもたちと共有することや、文化的な行事などに参加することで、子どもたちとともに多様な文化を経験する機会を設けることが援助としてあげられている。保育者による語りかけや歌いかけを通して、子どもたちの発話をうながし言葉の理解や発話の意欲を育てることもこの時期に重要な活動である。そのため、多言語話者である保育者はその能力を積極的に子どもたちとの応答に取り入れることをすすめている。

1歳半から3歳未満児は、運動機能がさらに発達するとともに排泄などの自立のための身体的機

能も整ってくる。また、自分の意志や欲求を自分の言葉で表出できるようになることを踏まえ、子どもたちが安心できる安定的な環境のなかで、さらなる自立への成長を促す大切な時期である。そこで、保育者は子どもたちの「自分でやろう」、「自分でできる」という子ども一人一人の気持ちを尊重することが大切な時期となる。それと同時に、多様な文化や特徴を持った友達との関わりを増やしていくことで、多様性への気づきからその深化へと向かうだろう。保育者は、こうした発達の過程を通して、自分とは異なる友達に対する気持ちのコントロールが芽生えていく契機を見逃さないことが求められる。またこの時期は、子どもたちが豊かな感性や表現する力を養う時期であることから、コミュニティーに住まう多様な家族像を反映させた劇を活動に組み入れることなどを通して、多様性を表現する環境を整えることに対する配慮も保育者の役割として求められている。こうした活動を踏まえ、自分自身および友達や保育者、近隣住民に対して公平である力を養うことに留意するよう示している。

3歳児から5歳未満児は、基本的な生活習慣が身につく、知的興味や関心が高まる時期である。それ故、より多くの仲間と関わるとともに自分の存在を意識できるようになることから、友達との応答や自分自身との対話をとおして、多様性を理解するように促すことが求められている。自分と友達の間にある類似点や相違点を理解した上で、個人としての成長と集団としての成長の双方に主体的に関わることができるような環境を整えることが保育者として必要となる。同時に、子ども一人一人の特性に応じた、公平な環境を子どもたちとの協働のなかで創り出していくことが子どもの育ちにとっても重要である。

本カリキュラムの整理から多文化社会に生きる子どもたちは、個人の成長とともに多文化への理解を獲得していくことがわかる。それは、自分と友達との間に類似点や相違点を発見し、それらを理解する応答関係のなかで、他者と親しみ生活するために必要な自立心を育てながら人と関わる力を養っていく保育そのものとも言える。多文化保育とは、保育にある普遍性のなかに多様な文化への理解と共生社会を担うための平等という価値観を子どもたちが獲得していく営みである。すなわち、多文化社会に生きて行く子ども達にとって、多文化保育とは友達や保育者との信頼関係を構築していくこと、生活習慣を習得し自立への芽生えと就学に向けての好奇心や興味を広げることを遊びを通して達成する保育のなかに、散りばめられた働きかけなのである。このように、ニューヨーク州の保育カリキュラムに関するガイドラインから、保育の普遍性とそこに内在する多文化保育のエッセンスをみることができた。

表1: 保育ガイドラインにみる多文化保育の要素

多様性への理解・多様な文化への気づき		
新生児～1歳6ヶ月未満	1歳6ヶ月～3歳未満	3歳～5歳未満
子どものための指標	子どものための指標	子どものための指標
①鏡に映る自分の姿を観察	①友達と関わり遊ぶ	①身近な人との類似点や相違

<p>する</p> <p>②友達や保育者に関心を持つ</p> <p>③友達や保育者の身体的特徴に気づく(例:髪の色や形)</p> <p>④主な保育者と他者を区別する</p> <p>⑤様々な人種や文化的背景、ジェンダー、他言語や障害など自分とはことなる相手に会う</p>	<p>②友達に関して質問をする(〇〇ちゃんはどこ?など)</p> <p>③友達の違いに気づきそれに関する質問をする(どうしてメガネをかけているのか、車椅子を使用しているのかなど)</p> <p>④多様な人々を題材にした絵本や物語、歌などを楽しむ</p>	<p>点に関心を持つ(身長や髪の色など)</p> <p>②自らのジェンダーやアイデンティティに関心を持つ</p> <p>④自分と他者との類似点や相違点を理解する</p> <p>⑤他者が自分とは異なる知識や能力を持つことを理解する</p> <p>⑥異なる文化的背景、ジェンダー、他言語や障害に関わらず自らの遊びに誘う</p> <p>⑦他者の家族、民族、言語や伝統文化や障害などに関心を持ち質問をする</p>
--	--	--

出典：New York State Early Childhood Advisory Council, (2012), *New York State Early Learning Guidelines*, New York Sate を参照し筆者が作成した。

IV. おわりに

本研究では、多様化する米国における保育に関する研究の多文化保育研究の試論として米国で最も多様性を有する州であるニューヨーク州を取り上げ、同州において展開されている保育カリキュラムのガイドラインを検討し、保育活動の中に組み込まれている多文化保育の視点を検討した。そうすることで、保育の普遍的なアプローチと多文化保育の持つ多様性へのアプローチが共生している姿が浮かび上がってきた。今後は、この姿をより丁寧にかつ広範囲にわたり調査研究することが求められる。

社会の多文化化は今後ますます加速化する。異なる文化的背景を持つもの同士の共生は、歴史が明らかにしている通り簡単ではない。そこには常に衝突や葛藤、時には搾取が生まれ多くの人々は苦悩を抱える。それ故、それらの苦悩を回避するための策を考え続け、様々な取り組みが展開されることは不可避であろう。これまでの研究が明らかにしているように、多文化に対する理解は乳幼児期からの芽生えが重要である。であるならば、多文化保育の役割は小さくないだろう。

折しも、外国人労働者の受け入れを拡大する入管難民法等の改正案が国会で審議されている。先に実施された 1990 年の出入国管理及び難民認定法改定は、日系ブラジル人等のニューカマーが日本社会に移動する契機となったことは記憶に新しい。あれからおよそ 30 年、この間ニューカマーとその家族をめぐる教育や福祉に関する問題は顕在化し、多くの議論がなされてきた(荒牧 2015, 宮島 2014)^⑩。今回の入管法の改定に関する道筋は、日本社会をより成熟した多文化社会へと変容する契機となりうるであろうか。その一方で、成熟した多文化社会を体現しているかの

ように思われてきた米国社会では、その社会を閉じようとしている。こうした状況を鑑み、多文化社会およびそこに住まう子どもたちをめぐる課題を明らかにし、すべての子どもの最善の利益を希求する保育に関する研究をより丁寧に積み重ねことは喫緊の課題である。

① 本研究においては、就学前の子どもを対象とした養護と教育の総称を保育とし、多文化保育とは、障がい・性差・人種・民族・宗教等についてマジョリティ・マイノリティに関わらず全ての就学前の子どもがその多様性の尊重と受容を基礎として行われる保育と教育とする。「多文化保育」に関わる詳細は、拙稿を含めた『多文化保育・教育』（咲間まりこ編 2014年）を参照されたい。

②

③ 三井真紀, 韓在熙, 林悠子, 松山有美, (2017)「日本における多文化保育の政策・実践・研究の動向と課題」『VISIO No.47』九州ルーテル大学, p31-41,

④ U.S Census Bureau (2011) *Overview of Race and Hispanic Origin:2010*
<https://www.census.gov/prod/cen2010/briefs/c2010br-02.pdf#search=%27overview+of+race+and+hispanic+origin+2010%27> (情報取得 2018/9/5)

⑤ Alghamdi Yahya, 2017, “Multicultural Education in the US: Current Issues and Suggestions for Practical Implementations”, *International Journal of Education*, Vol.9,No.2, Macrothink Institute, p44-52.

⑥ Ramsey, Patricia , 2004 *Teaching and learning in Diverse World: Multicultural Education for Yong children (3rd ed)*. Teachers College Press.

⑦ 松山有美, (2014)「アメリカにおける子育て支援」, 咲間まり子編『多文化保育・教育論』, p16~26,みらい

⑧ 同上

⑨ 同上

⑩ New York State Early Childhood Advisory Council, 2012, *New York State Early Learning Guidelines*, New York Sate.

⑪ 荒牧重人 (2015)『外国人の子ども白書-権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から』明石書店

宮島喬 (2014)『外国人の子どもの教育：就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会

(至学館大学健康科学部こども健康・教育学科 准教授)